アジア・知財の現場を歩く
（第６回）

黒瀬IPマネジメント
弁理士　**黒瀬　雅志**

ミャンマー

１．ミャンマーブームとその終焉

⑴　ミャンマーブーム

「アジア最後のフロンティア」というキャッチフレーズのもと、日本企業による投資先としてミャンマーが一躍注目を集めた。そのきっかけとなったのは、2012年の補欠選挙でアウンサンスー・チー女史が国会議員となり、ミャンマーの民主化が進展したことによる。EU、米国の経済制裁停止表明、日本の円借款開始など、経済成長が期待される新たな投資国として世界の眼がミャンマーに注がれた。

JICAをベースとして、日本による多くの支援プロジェクトが立ち上がり、官民合同による「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」など、知財分野においても多くの日本の知財専門家によるミャンマー知財制度確立に向けた協力が開始された[1]。2016年には日弁連知的財産センターと弁護士知財ネットによるミャンマー知財制度の合同現地調査がなされ、報告書が公表されると共に[2]、ミャンマーから知財担当官などを招いてのセミナーが開催された。当時、ミャンマーにはまだ特許法、商標法など、知財関係法が整備されておらず、これから新しい法律を制定して、本格的な知財制度を実施するということで、ASEANの１国の知財セミナーとしては異例の出席者を集めるセミナーが続いた。

2019年10月に、ミャンマー知財制度創設に向けて第一線で活躍されているモー・モー・トゥエ教育省・知的財産局副局長[3]が、知財制度の責任者であるアウン・トゥ商業省副大臣[4]と共に来日し、知財制度セミナーが行われた[5]。このセミナーにおいてミャンマーにおける知財制度の整備状況が紹介され、2020年初頭に商標出願の受理を開始し、中頃に知的財産局（IPD：IP Department）を開設するという具体的なスケジュールが示された。また既存の商標については「ソフトオープン」（知的財産局の正式開局前に知的財産局を暫定的に開局し、既存商標の再出願

1　南　宏輔、上田真誠「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力」特技懇、2014.1.24 No.272
2　知財ぷりずむ　2016年４月号～６月号にその概要報告が掲載されている。
3　Dr. Moe Moe Thwe、セミナーでは教育省・研究革新局副局長と紹介されている。
4　セミナーでは、新しく創設される知財庁（IPA）の長官（議長）に就任予定と紹介された。
5　JETRO主催・特許庁委託事業「ミャンマー知的財産セミナー」2019年10月16日

を受理する）という方法が紹介され、新商標法施行の日は近いという機運が一気に高まった。

このような中、筆者は、ミャンマーの知財制度の現場を確認する目的で、新型コロナの感染が拡大し、入国制限が始まる直前の2020年２月２日から６日までミャンマーを訪問し、ヤンゴン、ネピドーにおいて、多くの知財関係者と面談した[6]。

帰国後は、後述するように、「JICA知財エンフォースメント検討グループ」にアドバイザーとして参加し、新商標法施行後における模倣品の取締りに関する新しいスキーム案を検討した。

⑵　ミャンマーブームの終焉？

2020年８月28日の夕方突然、商業省大臣がFacebookに省令を掲載し、商標の「ソフトオープン」を2020年10月１日より開始する旨を通知した。知的財産局の管轄を教育省から商業省へ移管する手続きが遅れていると聞いていたので、この突然の発表には多くの人が驚かされた。本当に10月１日から開始されるのかという心配もあったが、予定通り既存商標の再出願の受理が始まった。また当初懸念された大量出願による受理システムのトラブルもなく、受理手続きは順調に行われた。

知的財産局を管轄する商業省のスケジュールでは、ソフトオープンの６ヵ月後に新商標法が施行され、知的財産局が正式にオープンする（グランドオープン）。またグランドオープンの日から６ヵ月後には新意匠法、新著作権法も施行され、さらにその６ヵ月後に新特許法が施行されることになっていた。このスケジュールが、予定通りに進められていた場合には、2021年４月１日は、知的財産局がグランドオープンし、新商標法が施行され、ミャンマーにおいて初めての知財制度の運用が開始される記念すべき日となるはずであった。

しかしながら2021年２月１日に突然起きた政変により、知財制度の実質的責任者であったアウン・トゥ商業省副大臣が解任され、また政治的混乱から、ミャンマーの知財制度の施行がいつになるのか全く見通しの立たない状況になった[7]。

多くの日系企業が投資し、今後のミャンマー経済の成長をリードすることが期待されたティラワ経済特区の経済活動にも影響が出ており、またダウェーなどこれから開発が予定されている経済特区への海外企業の期待は急速に低下している。例え現在の政治的混乱が治まり、経済活動が正常化したとしても、再び混乱が起きることへの危惧が続く限り、海外からの投資は大幅に減少し、今までのような経済成長を維持することは困難であろう。今回の政変は、ミャンマーの将来への信頼を壊してしまった。日本における知的財産のミャンマーブームも終焉してしまうのではないかと危惧する。

再び日本で、ミャンマーの知財制度に期待が集まる時までには、まだ時間がかかると考えるが、知財の現場を訪問して感じたこと、2021年２月の政変直前まで検討していた模倣品取締りに関する新しいスキーム案について報告する。

なお、本文中の記述内容に関しての責任はすべて筆者にあり、面談した方々には一切責任はありません。また、「JICA知財エンフォースメント検討グループ」の見解ではありません。

6　訪問には、筆者の他にRIN IP Partners事務所の中川拓弁理士、和田阿佐子弁理士も参加した。

7　2021年３月20日現在の情勢

２．知的財産法を管轄する機関

⑴　知的財産局（IPD：Intellectual Property Department）

知的財産局は、商標、特許などの出願審査・登録を行う機関である。

2020年２月４日午前にネピドーの教育省・知的財産局を訪問した[8]。ミャンマーの首都ネピドーには、連邦議会議事堂、最高裁判所などの他に政府の主要機関が、それぞれ驚くほど離れた距離に点在しており、各機関を訪問する場合には滑走路のような広い道路を高速で移動することになる[9]。

教育省・知的財産局は、２階建ての比較的コンパクトな建物内にあった。中庭に向けて事務室、会議室などが設けられ、その一室でモー・モー・トゥエ副局長及び幹部職員と意見交換をした。会談においては、ミャンマー商標制度の準備状況を確認すると共に、日本の知財担当者としての希望を伝えた。また、知財制度を立ち上げるにあたり、エンフォースメントに関しどのような仕組みを設けると効果があるかなどについて、中国、ASEAN各国の例などをベースに筆者の意見を述べた。知的財産局は、審査官の養成に力を入れており、現在商標審査官は８名であるが、商業省から16名が加わる予定とのことである[10]。また、新商標法がスタートした際には、当分の間、意匠、特許部門のスタッフもサポートするとのことである。

⑵　知的財産中央委員会（IPCC：Central Committee for Intellectual Property Rights）

知的財産中央委員会は、知財法に関連する政策の最高意思決定機関である。この委員会の人事については、2020年５月８日付の官報で公表された[11]。中央委員会は30名の委員から構成され、議長に副大統領、副議長に商業省大臣が就任し、構成員として関連省庁の副大臣、局長、知財専門家、非政府組織（NGO）の代表などが含まれている。民間出身者である知財専門家、非政府組織代表などには、MIPPA[12]会長、銀行取締役、ミャンマー商工会会長、ミャンマーエンジニア会会長などが含まれている。警察隊長官も構成員になっているので、知財政策に国を挙げて取り組むという姿勢を示す、まさに官民合同の横断的な組織である[13]。

⑶　知的財産機関（IPA：Agency for Intellectual Property Rights）[14]

知的財産機関は、商業省副大臣が議長（長官）を務め、各省庁の局長と共に、知財専門家、非政府組織（NGO）代表者などで構成される。知的財産機関を構成する各構成員は所定の建物内

8　知的財産局は、訪問当時は教育省の管轄にあった。その後商業省に移管され、2020年12月24日に商業省内で正式に知的財産局として承認された。

9　政府機関をネピドーに移転させた理由はともかくとして、政府機関の配置の仕方は、移動に時間を要し、それらをつなぐ道路のメインテナンス費用などもかかり、コストパフォーマンスが悪いのではないかと感じた。

10　グランドオープン時には50名ほどの組織になる予定。

11　第一回会合が2020年６月３日に開かれ、ソフトオープンの開始が、知的財産局設立の６ヵ月前となることなどが承認された。高岡裕美「ミャンマー知的財産の今」2020年６月12日JETROバンコクWebセミナーより。

12　MIPPA（Myanmar IP Proprietors' Association）は、知的財産に関心のある法律家、企業家等で構成される団体で会員数300 ～ 400名。

13　2021年２月の政変により、議長（副大統領）、副議長（商業省大臣）が解任されたので、中央委員会は現在機能停止の状態にあると予想される。

14　IP Agencyと通称されるが、日本語では知的財産機関と翻訳されている。

に常駐しているわけではなく、議長の招集により委員会形式で集まって会議を行う組織である。従って、知的財産機関という名称の建物は存在しない。

知的財産機関は、知的財産中央委員会の意思決定に基づき施策を実施する機関として、政策に基づく活動の実施、国内外の関係機関との協力、条約交渉など、多方面にわたる知財行政を担っている。また審査業務を行う知的財産局の上位機関に位置付けられ、注目すべき業務として、登録官（知的財産局・局長）の決定に対する審判について審決を下すこと、知財権侵害に対する行政措置をとるためのワーキンググループを組織することも含まれている[15]。

知的財産機関の人事はまだ公表されていないので、知的財産機関はまだ設立されていない状態にある。従って知的財産庁長官[16]と称される人事も確定していないと言えよう（長官には商業省副大臣が就任するはずである）。

このように知的財産法を管轄する機関は、法律により３つの機関が定められているが、機関が存在する建物は知的財産局のみであり、残りの２つは必要に応じて議事を行う会議体（委員会）である。知的財産局の本局はネピドーにあり、分局がヤンゴンに置かれている。

３．新商標法に基づく商標出願の特色

ヤンゴンにおいていくつかの法律事務所を訪問し、新商標法に基づく商標出願に関する実務について質問をした。詳細は割愛するが、新商標法がどのように運用されるかについては、まだ現地の代理人にも明確ではない点が多いという印象を受けた。

⑴　コモンローから先願主義への移行に伴う特別措置

現在、ミャンマーにおいては、コモンローに基づき、原則として、ミャンマー国内において使用されている商標が保護される。また、簡便な商標の保護方法として、登録法に基づき登記所で商標の所有者宣言を登記し、その登記事実を新聞等で公告するという手法が認められている。これら使用または登記により、ミャンマー国内において、すでに保護されるべき商標としての権利を有している既存の商標についても、新商標法においては新たに商標出願をしなければならない（商標法93条（a））。その一方で、この既存の商標と競合する他人の商標出願があった場合、既存の商標の出願に対して優先的保護を与える特別措置が導入されている（商標法93条（b））。

この特別措置は新商標法施行日（知的財産局が開局される日）を基準として定められた期間内になされた出願に限り認めるということを特徴としており、その期間は知的財産局の正式開局前に暫定的に知的財産局を開局（ソフトオープン）し、新商標出願を受理する優先受付期間と、知的財産局が正式に開局（グランドオープン）された日から起算される、移行受付期間[17]とに分かれる。

⑵　特別期間内の商標出願の効果

優先受付期間は、知的財産局の正式オープンの日前から６ヵ月の期間であり、この期間内には

15　商標法第８条、特許法、意匠法、著作権法にも同様の規定がある（すべて第８条）。

16　知的財産機関と知的財産局を統合したものを「知的財産庁（IP Office）」と称することができると考えるが、「知的財産庁」という機関は存在しない。対外的には、知的財産機関の議長が知的財産庁の代表である「長官」に相当すると言えよう。

17　“Transitional Period”と称する現地代理人もいる。

既存商標のみの商標出願が受理される[18]。登記所に登録した商標の他に、使用の事実を証明できる商標についての出願がなされる。この期間内に出願された商標出願の出願日は、所定の期間内に所定の出願料[19]を納付すれば、知的財産局がオープンした日（新商標法施行日）となる。このような優先受付を認めるのは、新商標法施行に伴う大量の出願が予想され、その混乱を避けるための期間と言われている。

一方、知的財産局が正式オープンされた後（新商標法施行後）には、新制度への移行のための移行受付期間（６ヵ月が予定されている）が設けられ、この期間内に出願された既存商標については、商標出願日は実際の出願日となるが、他人の商標出願と競合した場合には、既存商標としての優先的保護を主張することができる。

【既存商標の出願への特別措置】

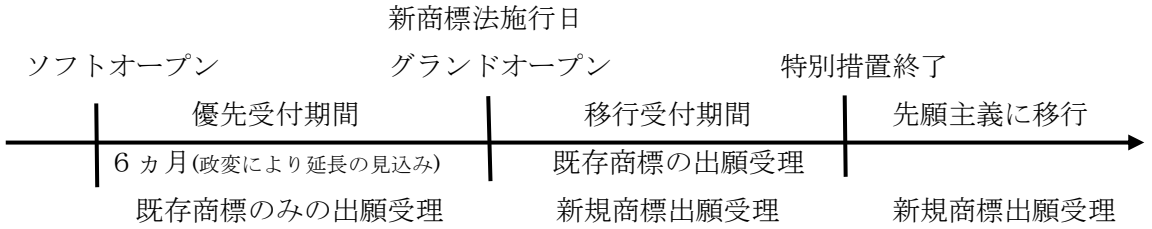

*政変によりグランドオープンのスケジュールは延期されることが予想される。

⑶　異議申立の審査

異議申立の審査がどのように行われるかは、新商標法の施行における実務的関心事項である。新商標法によれば、商標出願は審査官により、方式要件（商標法17条）の審査及び絶対的拒絶理由（商標法13条）の審査がなされ、これらの規定に適合する場合には、異議申立の機会を与えるために出願が公開される（商標法25条）。

新商標法施行前の優先受付期間及び施行後の移行受付期間において、どのぐらいの商標出願が申請されるかについては、2019年12月までに登記所に登記された件数が21万7,580件あり[20]、この内の数万件が既存商標として出願されると予想された[21]。しかしながらソフトオープンが始まってみると、予想と反して出願件数は少なかった[22]。

ソフトオープン期間中の商標出願の中には、同一商標出願、互いに類似する商標出願、冒認商標出願などが含まれていると予想されることから、そのような場合には異議申立により、いずれに登録を認めるか争われることになる。異議申立の審査においては、既存商標として出願する際

18　政変によりソフトオープンの期間は延長されると思われる。ソフトオープン期間中に出願された商標は、すべて同一の出願日が付与されるので、この期間が長くなると、同一出願日の商標出願が多くなり、紛争案件が増加することが懸念される。

19　出願手数料の金額はまだ公表されていない。

20　S & I International Bangkok Office Co., Ltd. 澤井容子「カンボジア、ラオス、ミャンマーにおける知財統計情報の調査」2020年６月25日、JETROバンコクWebセミナー

21　モー・モー・トゥエ副局長は、約50%（10万件）と予測されていた（前記JETRO主催セミナーでの発言）。

22　2020年末で約２万数千件の出願がなされたとのことである。出願料がまだ決まっていないことなど不確定なことが多いため、急いで出願する必要はないと判断されたと思われる。今後もソフトオープン中に出願すれば、すべて同一の出願日が付与されるので、出願が急増することはないであろう。

に提出した商標登記の記録、使用証拠など、多数の証拠に基づいて保護されるべき商標出願を判断しなければならず、審査官の負担は大きく、時間がかかると予想される[23]。異議申立の審査が遅れると商標登録が遅れることになるので、新商標制度の円滑な運用にとって、異議申立審査の効率化は重要な課題となっている。

知財局副局長、幹部職員（ネピドー）

ヤンゴン西部地方裁判所

４．エンフォースメントの課題

新しい知的財産法が施行されることにより、知的財産権の侵害に対しては、裁判所、税関、警察による対処が可能となる。しかしながら、エンフォースメントの実効性に関しては、解決されるべき多くの課題を抱えている。

⑴　裁判所

新しい知的財産法の導入に際して、知的財産紛争の処理機関として知的財産裁判所が創設されることになった（商標法22章、特許法22章、意匠法21章、著作権法20章）。

ただし、知的財産裁判所はまだ設立されておらず、商標法が施行されてもしばらくの間[24]は既存の裁判所において紛争処理を行うことになる見通しである。

ミャンマーには、最高裁判所の下に、州高等裁判所、地方裁判所などが設けられているが[25]、知的財産裁判所が設立されるまでは、地方裁判所が第一審を管轄する予定である。

ヤンゴンには４つの地方裁判所があるが、知的財産裁判所に代わり知的財産権紛争を審理する裁判所の候補の一つであるヤンゴン西部地方裁判所（Western Yangon District Court）を訪問した。裁判所の建物は鉄条網で囲まれた広い敷地内に建てられ、青いガラス張りの新しい建物である。ミャンマーの民族衣装であるロンジーを着た弁護士など法曹関係者が絶え間なく出入りしていた。事前に訪問許可を得ていなかったこともあり、法廷などの見学は出来なかったが、白いシャツと黒のロンジーを着た２人の裁判官と会うことができた。

まだ詳細は決まっていないようであったが、この裁判所では知財訴訟を審理する予定であり、

23　登記所での登録証と、実際の使用証拠とは、どちらが有力な証拠となるか等、実務的な問題点が多い。今後発表される商標規則などで判断基準が明確にされるかもしれないが、立証をめぐる争いは判断が難しく、時間を要すると思われる。

24　知的財産裁判所の設立までには、少なくともまだ数年はかかるという予想が多い。

25　ミャンマーの裁判所の組織構成については、例えば、國井弘樹「ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～」、ICD NEWS 第52号（2012.9）、日弁連知的財産センターと弁護士知財ネット「ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告」知財ぷりずむ2016年４月号に詳しい。

知財事件を担当する特別の裁判官が採用される予定とのことである。

英国の植民地であった国の特徴でもあるが、裁判所のシステムは比較的よく整備されているという印象である。裁判所においては、古くから「ビルマ法典」に基づく法の運用がなされており、裁判手続きに関する経験も豊富である[26]。そのため、知的財産法の導入にあたり、新たに知財紛争を専門的に処理する知的財産裁判所を創設したことは理にかなっていると考えるが、知財紛争事件は一般民事事件とは異なり、審理に当たっては、侵害の有無を判断するための、より高度な知識と経験を求められる。

まだ知財訴訟を経験していない裁判所が、新制度発足後に円滑に訴訟審理を行うためには、商標、意匠、特許などの審査を行う知的財産局の審査官を補助官として関与させるなどの仕組みを作る必要があると考える。また知財紛争案件を担当する裁判官が不足していることから、裁判の遅延が懸念される。

⑵　税　関

ミャンマーにおける模倣品対策として、過去に税関による水際措置が実施された例があり、また新たに制定された商標法、著作権法に、商標権侵害品、著作権侵害品の輸入差止に関する規定が設けられていることから、税関における模倣品対策に対する期待が高まっている[27]。２月５日午前にヤンゴン税関を訪問した。

ヤンゴン税関は、イギリスの植民地時代に建てられたであろう古いレンガ造りの建物内にある。ヤンゴン川のフェリーターミナルに近く、人通りも多い。当日はミャンマー税関の知財担当官を訪問する予定であったが、その担当官が不在のため、日本から派遣され、通関手続きの簡素化などの支援を行っているJICA専門家にミャンマーの税関制度の概要についてお話を伺った。また、当日午後に訪問したティラワ経済特区でも税関業務の現状について説明を受けた。さらに当日会えなかった知財担当官[28]とは東京で面談することができ、税関における模倣品の水際措置に関する課題について率直な意見を聞かせていただいた。

商標権侵害品、著作権侵害品の輸入を税関で効果的に差止することについて、以下のような課題があるように思われる。

①　法整備の遅れ

税関は財務省の管轄下にあり、商業省がイニシアチブをとっている知財政策について積極的には関与できていない。商標法106条（c）は、財務省が税関に関する規則、規程を作成し公布するとされているが、税関による水際措置を実施するための規則、ガイドラインの整備が遅れている。2021年１月19日に行われた税関による水際措置に関するセミナー[29]において、規則案ができていることの説明があったが、まだ承認は得られていないとのことであった。

26　生田美弥子「ミャンマー法概観とビルマ法典公法（Ⅰ，Ⅱ）」JCAジャーナル2014.1第61巻１号22頁

27　2015年よりミャンマー税関プロジェクト（税関との共同事業）が開始され、日本企業の模倣品担当者が参加して真贋判定セミナーなどが開催されている。例えば、「ミャンマーでの模倣品対策について」（税関プロジェクトの御紹介）、2018年１月、JETROヤンゴン

28　Ms. Hsu Wai Hnin, Staff Officer, Deputy Head of IP Section, Investigation Division, Myanmar Customs Department.2020年２月、日本特許庁・アジア太平洋工業所有権センターが主催する研修に参加中であった。

29　“IP Border Enforcement by Myanmar Customs”, Mr. Hsu Wai Hnin

② 予算と人材の不足

知的財産権侵害品の水際措置を実行に移すためには、模倣品の監視システム、当事者への通知システム、模倣品の保管・廃棄設備などのインフラを整える必要があるが、その予算は相当不足しているようである。また、それらを実行する担当者、とりわけ知財問題に対処できる知識を有する人材を養成する必要がある。知財担当官は数人しかおらず、また知財担当官はまだ税関内でイニシアチブをとれる立場にないことから、法律の整備ができたとしても、円滑に運用できるか否か、不安がある。

③実務的問題

ⅰ） 知的財産裁判所の関与を必要とする

法律によれば、税関局長に模倣品の輸入差止の申請をした者は、その差し止め通知の送付を受けてから15日内に知的財産裁判所に法的手続きをとらなければならないことになっている（商標法71条（a））。税関の判断では模倣品の差止、廃棄処分等ができず、知的財産裁判所の判断を待つという制度となっているが、権利者の負担が大きく、時間もかかるという問題がある。

ⅱ） 輸入差止の事前申告制度

商標権者は、侵害品が輸入される恐れがある場合には、その理由を示して、税関局長に輸入差止命令の発布を申請することができるとされているが、承認後の有効期間は６ヵ月と短く（商標法69条（b））、また更新可能か否か不明であり、いわゆる税関での商標権登録制度としては使い難いのではないかと思われる。

ⅲ） 輸入証明書があれば通関可能

実務上、輸入証明書があれば、模倣品であるか否かにかかわらず通関可能とのことである。賄賂を用いた通関などもあり、模倣品の厳格な取締りは、実務的には難しいのではないかと感じた。

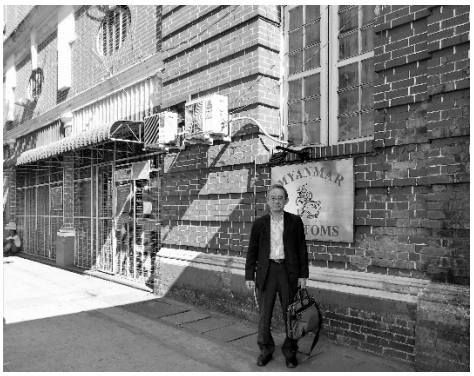

ヤンゴン税関

旧最高裁付近には多くの法律事務所がある

⑶ **警　察**

商標権、著作権を侵害した者には、刑事罰が科せられる（商標法第23章、著作権法第23章）。この侵害行為は犯罪事件として警察が摘発することになるが、警察にはまだ知的財産権に係る犯罪を専門的に取り扱う部門がないことから、各地方の一般の警察が管轄することになると思われる。

警察組織は、内務省の管轄下にあり、税関と同様、知的財産権侵害事件の処理に関する体制はまだ出来ていない[30]。商標権の立証は商標登録により可能であるが、著作権については、知的財産局に著作権登録[31]がなされていないと、被害届の受理に手間取る可能性がある。

また被疑侵害品が、商標権侵害、著作権侵害に該当するか否かについての判断には専門的知識が必要であることから、警察組織内に知的財産権専門部署を設けるなどして、迅速に事件を処理する体制が整備されることを期待する。

【模倣対策の現状】

経済成長に伴い、国境を接する中国、タイ、ラオス、インドなどから大量の模倣品が流入し、日本企業のミャンマーにおける模倣品対策への関心が高まっている。知的財産制度が未整備の状況でも、1878年海事関税法(Sea Customs Act)による税関の水際措置、刑法に基づく商標権の侵害行為の摘発などが実施されており、また営業秘密の不正取得に関しては2015年競争法に基づく刑事罰の適用、特定救済法(Specific Relief Act)に基づき、差止請求、損害賠償請求等の民事訴訟を提起することができることになっている。

ただしこれらの対策には迅速・的確性に欠けるという不満がある。

（参考）

「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」2017年3月AIPPI

⑷　模倣品の取締りに関する新しいスキームの提案

①　現在のスキームでは実効性のある模倣品対策が困難

ミャンマーにおいて新しく制定された商標法においては、商標権侵害に対し、知的財産裁判所、税関および警察で、その取締りを行うことができるというスキームとなっている。しかしながら、以下のような理由で、このスキームでは実効性のある模倣品（商標権侵害品）の取締りが難しいと考える。

ⅰ）　３つの機関が、それぞれ独自に商標権侵害の処理を行う体制

裁判所、税関、警察には、それぞれ商標権侵害の判断を迅速的確に行うことができる専門人材を必要とするが、ミャンマーには、そのような人材はまだ少ない。このため、商標権侵害事件が持ち込まれても、的確な判断が難しく、また判断までに長時間を要し、実効性のある取締りが期待できない。

ⅱ）　侵害処理手続きが裁判所に集中している

知的財産裁判所は、提訴された民事訴訟案件、起訴された刑事訴訟案件の処理の他に、税関において輸入差止通知を受けた事案についても、裁判所が侵害の最終判断を行うスキームとなっている。知的財産裁判所が設立されるまでには、まだ相当の年月を要すると予想されており、その間は、知財事件を受理する裁判所が全国に数ヵ所指定される見込みである。

裁判所のキャパシティが不足しており、裁判所で民事事件、刑事事件、税関での輸入差止事件など、多くの知財事件を処理することは困難である。

ⅲ）　模倣品対策のコストが高くなる

模倣品の摘発（製造・販売行為の禁止）のために裁判所への提訴が求められるスキームでは、模倣品の被害額に比べ訴訟費用が高額となり、模倣対策のためのコストパフォーマンスが悪くなる。また、訴訟における立証手続きなど権利者の負担が大きく、模倣品の取締りにおいて裁判所

30　2020年８月のセミナーに参加した警察の知財担当者からは、商標法に基づき規則を作成する準備をしている旨のコメントがあったが、規則案はまだ公表されていない。

31　ミャンマーはベルヌ条約には未加盟であるが、著作権は登録がなくても創作によって発生する（著作権法22条）。

の手続きを必要とするスキームは、模倣品対策コストが高くなり利用しにくい。

② ミャンマー知財関係者への問題提起

上記のような意見を、ネピドーに駐在されているJICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家の方々とのミーティングの際に述べたところ、この意見をミャンマーの知財関係者に伝えることが望ましいという結論となった。

このような理由から、2020年８月18日[32]に「JICAミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」の一環として、ミャンマーの知財関係者[33]向けに「新商標法の円滑な運用に向けての課題と提案」と題するセミナーを行った[34]。このセミナーにおいて、商標権侵害事件に効果的に対処するための新しいスキームを提案した。その主要なポイントは、

ⅰ） 商標法の専門的知識と経験を有する人材が不足している問題を解決するために、知的財産局と権利執行機関との協力関係を作ること

ⅱ） 商標権侵害を特別の権限を付与された行政機関で処理可能とし、裁判所の負担を軽減すること

ⅲ） 消費者局（Department of Consumer Affairs）を模倣品摘発申請の窓口とし、摘発権限を付与すること[35]

である。

この提案に対して、最高裁判所、税関、警察の方々からは、それぞれ新商標法に規定されたミッションを実施可能なように、エンフォースメントに関する規則を作成中である旨のコメントがあった。また、消費者局からは、現在の消費者保護法により模倣品の摘発が可能であるか検討を要する旨の意見が出された。このようなミャンマーの知財関係者の発言からは、エンフォースメントに関しては、各機関がそれぞれ単独で対応する姿勢であることが窺われ、知的財産局をハブとして横断的に連携する体制を作ることが望ましいと感じた。また、消費者局を模倣品の行政取締り機関として機能してもらうためには、法的根拠の整備と知的財産局との連携を図る仕組みが必要であると感じた。

③ JICA知財エンフォースメント検討グループ

上記2020年８月のセミナーを契機に、JICA知的財産行政アドバイザーとして特許庁からミャンマーに派遣されている高岡裕美専門家、JICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家の方々、法務省法務総合研究所国際協力部の教官の方々とで「JICA知財エンフォースメント検討グループ」を立ち上げ、筆者はそのアドバイザーとして参加することになった。

高岡専門家を座長として数回にわたりWebミーティングを行い、ミャンマーの法律、行政機

---

32 当初は2020年３月に、日本で行われる本邦研修で行う予定であったが、新型コロナ感染症の拡大の影響で本邦研修が途中で打ち切りとなったので、８月にこのセミナーを単独で実施した。

33 主な出席者は商業省副大臣、最高裁判所、商業省、教育省知財局、連邦法務長官府、税関、警察などであり、多方面からの参加があった。

34 「ミャンマー:商標法に関するオンラインセミナーについて」ICD NEWS No.85, 2020.12、85頁、http://www.moj.go.jp/content/001338578.pdf

35 消費者局の傘下にある消費者保護センター（CICC : Consumer Information Complaint Center）は、全国に48カ所の支所を有し、各支所は消費者保護のために粗悪品、有害品などを摘発する権限を有している。各支所には行政摘発を実施する職員が勤務しており、このマンパワーを用いて模倣品摘発が可能ではないかと考えた。

関の状況などを考慮し、模倣品の取締りに関する新しいスキームを検討した。また、模倣品対策の必要性を理解してもらうために、JICA知的財産支援プロジェクトが、JETROバンコク事務所知的財産部の協力を得て、ミャンマーの消費者向けの模倣品に関するアンケート調査を行った。

2020年11月25日に行った商業省アウン・トゥ副大臣との意見交換においては、模倣品取締りの窓口として、商標法第８条（f）、（g）[36]に基づき、知的財産機関（IP Agency）内に「知財執行ワーキンググループ」（IP Enforcement WG）を設立すること、商業省の管轄下にある消費者局が模倣品の取締りを行うことなどを提案した。商業省副大臣からは、知的財産中央委員会の下に、これから商業省副大臣をトップとする知的財産機関（IP Agency）を組織するので、その際にエンフォースメントができる組織を作る予定であるというコメントがあった。また不正商品の取締りについては、すでにいくつかの機関が存在する旨の説明があったが、我々の要望として、模倣品取締りの窓口を一本化すること、各エンフォースメント関係機関の連携を図るのが望ましいことを伝えた。

この意見交換の結果を踏まえて、引き続き新しいスキームに関する提案方法などを検討し、さらにアンケートの集計結果などを整理し、2021年１月20日に開催した「ミャンマーエンフォースメントセミナー」[37]において、高岡専門家が、下記チャートに示すような、より具体的な提案を行った。またこの提案においては、新しいスキームの実施を容易にするため、新しいスキームでの模倣品摘発については、例えば模倣品が多く、ニーズの高いマンダレーにおいて試験的に実施することを提案した。このセミナーには、ミャンマー側から商業省アウン・トゥ副大臣、ミンチョー消費者局長、モー・モー・トゥエ知財局副局長、セイン・タンダ・トゥン商標課長などの他に、税関、裁判所の方々が参加した。

ポイントとなる、知的財産機関（IP Agency）内に「知財執行ワーキンググループ」（IP Enforcement WG）を設立することについて、ミャンマー側から前向きな回答が得られた。また、消費者保護法に模倣品を取り締まる直接的な規定はないものの、模倣品について消費者保護センター（CICC）が窓口になり相談を受け付けることを検討している旨の回答があった。また、商標権侵害の判断については知的財産局に照会（鑑定依頼）し、知的財産局のコメントに基づいて摘発することを検討中との回答があった。

さらに、試験的に新しい模倣品摘発のスキームを実施するパイロット地区（モデル都市）としては、マンダレーのような大都市ではなく、まずは模倣品の流通が中程度の地域から開始し、徐々に大規模エリアに拡大したいという意向が示された。

このように、ミャンマーの知財制度を管轄する商業省から、日本側が提案した模倣品の取締りに関する新しいスキームに関し、相当な理解が示されたことから、JICA知財エンフォースメント検討グループは、このスキームをより具体的に提案するためのスケジュールを検討した。すなわち、2021年２月に商業省副大臣と再度意見交換を行い、実施のために明確化すべき事項、必要な規則改正、商業省実務担当者との検討会などを提案し、さらには３月にミャンマー側の関係各省を一堂に会した説明会を開くというスケジュールを想定した。

またIIPPF（国際知財保護フォーラム）アジア大洋州プロジェクトのメンバーとWebミーティングを行い、日本企業の意見を伺った。参加された日本企業の模倣品対策担当者からは、模倣品

36　商標法第８条（f）「必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに商標権侵害についての訴訟提起を行う職責を割り当てること」、（g）「必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それら に商標権に関連する活動を行うように職責を割り当てること」

37　JETROとJICAの共同主催

の摘発を司法ルートではなく、行政ルートで実施できるというスキームについて賛同を得ることができた。さらに2021年の事業としてミャンマーにおける真贋判定セミナーの開催、消費者向けの啓蒙活動を実施することなどが提案された。

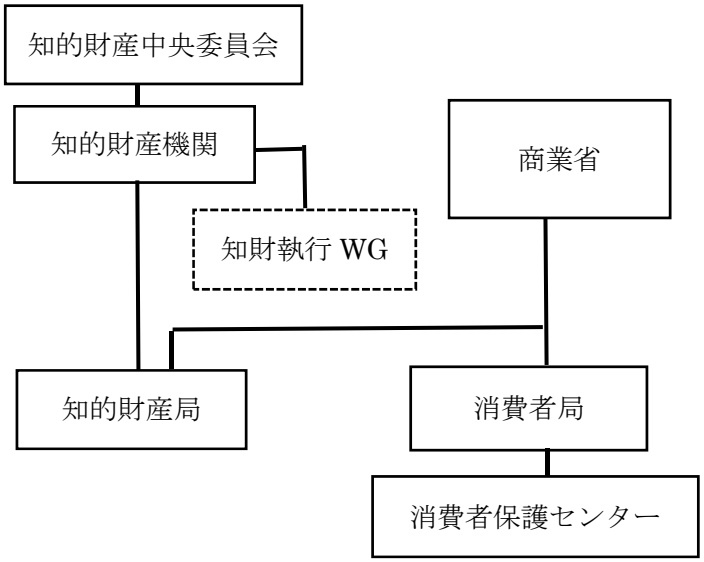

【提案中の行政機関による模倣品摘発のスキーム】

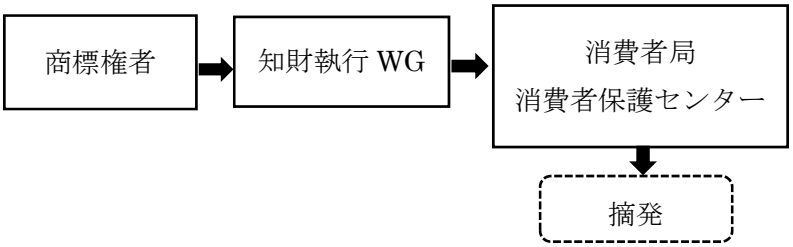

【提案中のスキームによる模倣品の摘発フロー】

④　新スキームの実現を希望する

模倣品摘発の新しいスキームを実現するという、上述した日本とミャンマーの共同プロジェクトは、２月１日の突然の政変により進行が完全に停止した。とりわけミャンマー側の責任者であった商業省アウン・トゥ副大臣が解任されたことにより、今後どのように進めていくかは見通しが立たない状況となった。

しかしながら、昨年末に実施したミャンマー消費者向けのアンケートにおいても、ミャンマーの市場で多くの模倣品が販売され、それを購入した消費者が被害を被っているということが明らかになっていること、日本企業を含め外国企業の商品の模倣品がミャンマーの市場に出回っていることから、早急に実効性のある模倣品取締りのための制度を作り、実施する必要性は高いと考える。

⑸　弁護士と法律事務所

ヤンゴン市内にあるローカルの法律事務所と外資系の法律事務所を訪問した。

ヤンゴン市の旧最高裁判所所在地付近には、多くの法律事務所が存在する。古い事務所は100年以上の歴史を有するものもあり、法律手続を代理する業務は人々の生活に根付いているように

感じられる。相当古いビルの間の狭い路地に、小さな露店を設け、書類をタイプ打ちする人達がおり、またビル内の暗い階段には多くの法律事務所の看板が掲げてあった。商標所有者宣言の登記手続きを代理する業務は、各種登記手続きを代行する伝統的法律事務所によって行われている。

一方、比較的多くの弁護士を有する法律事務所は、伝統的な登記手続きの代行事務所に比べ近代的な業務環境を整えており、各種登記手続きを行うと共に、訴訟代理などの業務を行っている。また、ミャンマーへの投資が拡大するに伴い、海外の事務所もミャンマーに法律事務所を開設し、米国、欧州、シンガポール、タイ、日本などの大手事務所がヤンゴンを中心に駐在員を派遣し、法務サービスを行っている。外資系事務所はローカル事務所に比べ比較的新しい建物に入っており、応接室なども綺麗でゆったりしている。外国人はミャンマーの弁護士資格を取得することは認められていないので、弁護士資格を有するミャンマー人スタッフと一緒に業務を行っている。

ミャンマーには、まだ商標出願代理人の資格制度はない[38]。ソフトオープン後の商標出願はオンラインで受理されているが、そのためのアカウントは過去に登記所への商標登記手続きを代理した実績のある事務所および最高裁判所の法律事務所リストに掲載された事務所に与えられている。新商標法の施行後も、このオンライン出願用のアカウントを与えられた法律事務所が、商標出願の代理人になるということのようである。

商標登記手続きをもっぱら行ってきた代理人が、商標出願異議申立、登録無効審判などの業務を的確に処理することができるか不安である。2020年８月のセミナーでは、商標制度の円滑な運用を図るためには、一定以上の法律知識と経験を有する商標代理人の役割は重要であり、ミャンマーにおいても商標代理人の資格制度を設けることを提案した[39]。

書類作成サービス（ヤンゴン法律事務所通り）

法律事務所の看板（建物内の廊下に表示）

38　知的財産協会に似たような団体として、知財に関心のある法律家、企業家等で構成されるMIPPA（Myanmar IP Proprietors’ Association）がある。その代表は知的財産中央委員会の構成員であるが、資格要件を満たすことにより会員になるというものではなく、会員は商標出願の代理人資格を有するというものではない。

39　MIPPA内に商標出願のオンライン出願用アカウントを有するメンバーからなるグループが立ち上がり、このグループが出願代理人の団体の前身となるという位置付けで代理人制度創設に向けての準備が進められている。また、2021年１月の時点では、知的財産局は、代理人になるための研修制度を軸とした、代理人制度のための規則を検討していたとのことである。代理人制度の創設に対し、日本弁理士会は積極的に協力している。

【ミャンマーの弁護士制度】

ミャンマーの弁護士は、法廷弁護士（Advocate）と上級弁護士（Higher Grade Pleader）の２種類があり、法廷弁護士は、最高裁判所を含めすべての裁判所の訴訟代理が可能であるのに対し、上級弁護士は最高裁判所の事案は取り扱うことができないという違いがある。最高裁判所の事案が取り扱えるか否かを除き、両者の権限は同じである。

弁護士資格を取得するための司法試験はなく、国立大学の法学部を卒業して法学士（LL.B.）を取得した後、所定の実務経験を重ねることにより最高裁判所から認定される。法廷弁護士の資格を得るには、上級弁護士の資格を取得後、10年以上の実務経験を求められるようで、法廷弁護士の資格を有していることは、弁護士にとって一種のステータスのような印象を受けた。

現在何名の弁護士が登録されているのか明確ではないが、上級弁護士が約３万人、法廷弁護士が約8,000人という報告がある（2012年データ）。

ミャンマーの法曹レベルは、ビルマ法典に基づく法律の運用がなされてきたことから、基礎レベルがあり、また英国、インドで学んだ一定以上の年齢層の法曹が存在し、若手の法曹にも影響を与えているなど、ASEAN諸国の中でも底力があると評価されている。

（参考）

・國井弘樹「ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～」、ICD NEWS 第52号（2012.9）

・生田美弥子「ミャンマー法概観とビルマ法典公法（Ⅰ，Ⅱ）」JCAジャーナル2014.1第61巻１号22頁

Moe Mynn Thu法廷弁護士（ROUSE）

商標登記を受理するヤンゴン農業省登記所窓口

５　ミャンマー知的財産制度の行方

政変により新商標法の施行、知的財産局のグランドオープンのスケジュールは大幅に遅れる状況にある。しかしながら、今後ミャンマーの政治がたとえ国軍の統治（軍政）のもとで行われたとしても、新しい知的財産制度の導入の方針は変わらないと思われる。ミャンマーの経済成長のカギとなる海外からの投資を促進するためには、知的財産制度の整備は不可欠であるからである[40]。

また、知的財産制度の導入に向け、商標、特許、意匠の審査官など知的財産専門人材の育成、

知的財産局開設のためのコンピュータシステムなどの設備投資、知的財産行政の運用のための実務ノウハウの研修などは、ほぼその第一段階を終了しており、混乱が終息した後には、知的財産局のグランドオープンは可能な状態にある。

しかしながら、知的財産局がグランドオープンし、新商標法が施行されたとしても、以前のようなミャンマーブームは起きないであろう。海外企業は今回の混乱により、ミャンマーの経済成長を期待した新規投資、既存投資の拡大を躊躇すると予想されるからである。「アジア最後のフロンティア」というキャッチフレーズは、軍政ながらも民主化が進んだことによる世界の期待から生まれたものであるが、民主化を否定する現在の動きは、海外からの投資を委縮させるものでしかない。

知的財産法も含め、長期にわたりミャンマーの法整備支援を行ってきた日本政府ならびに関係者にとって、今後、ミャンマーへの支援をどのように行うべきかの判断は、国際政治も絡むことから難しい課題ではあるが、中・長期的視点に立てば、支援は今まで通り継続されるべきと考える。ミャンマーにとって知的財産制度の整備は経済政策として重要であり、またASEAN諸国との経済関係を重視する日本にとって、知的財産法整備の支援は国益となるからである[41]。

現在も続く混乱が平和的に正常化し、ミャンマーの新しい知的財産制度が施行されることを期待する。

ティラワ経済特区（多くの日系企業が進出している）

40　新しい知的財産法案の作成作業は、2011年から2015年までのテイン・セイン政権の時代（軍政の時代）に積極的に進められ、2015年６月に法案は閣議を通過し、連邦議会に提出されている。2015年11月の総選挙により、アウン・サン・スー・チー女史の率いる国民民主連盟（NLD）への政権交代により、むしろ知的財産法の成立が遅れる結果となった。

41　中国は「一帯一路」沿線国、地域への知的財産協力を進めている。